

平成四年四月二十八日提出  
質 問 第 七 号

「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超過の内容に関する質問主意  
書

提 出 者 佐 藤 恒 晴

「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超過の内容に関する質問主意書

「臨時軍事費特別会計」は第九十二帝国議会において決算審査が行われ「臨時軍事費の整理不適當なるもの多きは遺憾とするところにして政府は今後嚴重に処理すること」など四項目の附帯決議（衆議院）を付して議決した。

その議決に当たっては「不当と議決すべきもの」三十八件、外警告すべきものなど具体的な指摘を行っている。

又「検査報告」に対する大蔵、商工両省の弁明書も付され、それには決算処理方針も示されている。

右について今日、同会計の「歳入歳出整理額計算書」によれば、なお一九、七五四百万円余りの

歳出超過となっている。

従って、以下の点について質問する。

一 右金額について国庫において負うべき債務（未払等）及び保有すべき債権（歳入未済等）のうち一件当たり百万円以上のものについて、その

1 金額

2 相手先（債権債務継承者あれば現企業名、人名等）

3 発生事由（要点のみ）

4 清算に至らぬ理由

5 今後の見込み

について具体的に回答賜りたい。

二 同会計の「決算報告」及び「会計検査院検査報告」中にある旧中島飛行機(株)は昭和二十年に国

策として国管理直轄企業となり約五ヶ月、その設備、人的体制、事業内容決定及びこれに伴う資金は一切同会計の負担となったと思料する。

そこで同会社は、福島県福島市の「信夫山」に昭和二十年頃地下工場の建設に着手したとされている。

よってその「収支決算書」(貸借対照表及び損益計算書)及び決算期末の資産(機材在庫数量)並びに建設開始より終結までの間の従業員数はどのようになっていたか回答賜りたい。  
右質問する。